

## 随意契約理由書

件名	灘区総合庁舎自動始動発電機盤改修工事	
契約の相手方	株式会社 明電エンジニアリング	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本施設の非常用発電設備は2003年(株式会社 明電エンジニアリング)に設置されたものである。 本工事は経年劣化に伴う非常用発電設備の部分的な更新工事である。 エンジン本体等は既設の部材を流用することとなるが、非常用発電設備はさまざまな部材により構成された1システムであることから、全ての構成部材は、機能面、強度面において一体的に設計されるものである。従って、本工事で改修する非常用発電設備は、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずる恐れがある。発電機本体との特性整合や、既設メーカー製の真空遮断器以外では大幅な改造が必要になる等、新旧各部位の電氣的、機械的整合を取るとともに、改修後もシステム全体として性能保証ができる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。 以上の理由により、上記業者と随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 設備課	(電話番号 078-595-6598 )